【学校向け】教員性暴力等防止法及びこども性暴力防止法に基づき必要な対応

文部科学省

教員性暴力等防止法に基づく対応

○　内定**前**に、教員性暴力等防止法に基づく**データベースを活用**し、教育職員等が児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が**失効又は取上げ処分となった者か否かを確認**すること等が必要。

＋

学校設置者には、教員性暴力等防止法に基づく対応だけでなく、以下も義務付けられます！

こども性暴力防止法に基づく対応



○　内定や異動の内示**後**から**従事開始前まで**に、**こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）**を通じて、**特定性犯罪前科（＊）の有無を確認すること**等が必要。

＊不同意性交、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮等

☆特定性犯罪前科があった場合、その従事者・内定者をこどもと接する業務に就かせることはできません。
☆あらかじめ特定性犯罪前科が無いことを採用条件に明示し、内定前に特定性犯罪前科が無いことを誓約書等で確認すること等が重要です。
☆法施行日（令和８年12月25日）時点の現職者（内定者を含む。）も、法施行日から３年以内に犯罪事実確認を行う必要があります。
☆教員のみならず、部活動指導員など、要件を満たす職種は犯罪事実確認の対象となります。

○　詳細は、こども家庭庁が作成している「リーフレット」や「こども性暴力防止法施行ガイドライン」も参照してください。

事業者向けリーフレット
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/66415a92/20251225_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_14.pdf

こども性暴力防止法施行ガイドライン
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline